

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第39号

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例

名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第23条第 2 項中「、種別」を削り、同項の表を次のように改める。

用途	給水管の口径	基本料金
一般用	13ミリメートル	770 円
	20ミリメートル	1, 290 円
	25ミリメートル	2, 180 円
	40ミリメートル	7, 230 円
	50ミリメートル	14, 250円
	75ミリメートル	37, 540円
	100 ミリメートル	78, 580円
	150 ミリメートル	154, 860 円
	200 ミリメートル以上	323, 030 円

公衆浴場用		770 円
備考		
1 一般用とは、公衆浴場用以外の用に供するものをいう。 2 公衆浴場用とは、公衆浴場（管理者が定めるものに限る。）の用に供するものをいう。		

第23条第3項中「、種別」を削り、同項の表を次のように改める。

用途	給水管 の口径	従量料金（１立方メートル当たり）						
		使用水 量10立 方メー トルま での分	使用水 量10立 方メー トルを 超え20 立方メ ートル までの 分	使用水 量20立 方メー トルを 超え30 立方メ ートル までの 分	使用水 量30立 方メー トルを 超え50 立方メ ートル までの 分	使用水 量50立 方メー トルを 超え 100立 方メー トルま での分	使用水 量 100 立方メ ートル を超え 300立 方メー トルま での分	使用水 量 300 立方メ ートル を超え る分
一般用	25ミリ メート ル以下	10円	145 円	205 円	250 円	290 円	320 円	330 円
	40ミリ メート ル以上	205 円		250 円				
公衆浴 場用		10円	90円					
備考	前項の表備考に同じ。							

第24条第2項中「、種別」及び「、旧種別」を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の名古屋市水道給水条例第23条第2項及び第3項の規定は、令和7年10月分の料金（料金計算の基礎となる施行日以後最初の1月間に係る料金をいう。）から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。